



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》

《 // : 宮城県政記者会》

平成31年 2月21日

国土交通省 東北運輸局

---

## 青森県青森市の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

---

平成30年11月21日に東北運輸局及び東北運輸局青森運輸支局が下記の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、青森運輸支局にて行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：三八五観光タクシー 株式会社 代表取締役社長 田邊 豊彦  
(法人番号：8420001002020)  
青森県青森市合浦一丁目2番地4号

営業所：本社営業所  
青森県青森市合浦一丁目2番地4号

#### 2. 行政処分等年月日 平成31年2月7日

#### 3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分（合計6両、70日間）

①平成31年2月21日から平成31年3月3日（2両×11日間）

②平成31年2月21日から平成31年3月4日（4両×12日間）

(2) 文書警告

#### 4. 違反の概要

《裏面に続く》

#### 4. 違反の概要

##### (1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

##### ① 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

##### ② 指導要領制定義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第40条第1項)

##### ③ 無車検運行

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第58条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：大崎、泉、小松

TEL：022-791-7532